

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会

会 員 ・ 会 費 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条に規定するもののほか、会員・会費に関する規定はこの規程による。

(会員)

第2条 会員とは、本会の趣旨に賛同し入会したものをいう。

(会員の区分)

第3条 会員は、次の号のとおりとする。

(1) 普通会員（各世帯ごと）

(2) 特別会員（個人・団体・企業・商店・施設等）

(会費の金額等)

第4条 会費は年額とし、会員の会費額は次のとおりとする。

普通会費＝1世帯 年額1,000円とする。

特別会費＝1口 年額3,000円以上とする。

2 会員は、その年度の会費を同年度内に納入するものとする。

3 会費の金額を変更しようとするときは、理事会及び評議員会の議決を得なければならない。

(その他)

第5条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成22年7月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。